

平成 11 年度環境庁委託
持続可能な開発支援基盤整備事業

自然環境保全技術移転研修マニュアル

平成 12 年 3 月

社団法人 海外環境協力センター

目次

序	1
第1章 日本の概要	3
1-1) 国土・社会	3
1-2) 政治・経済	5
第2章 日本の自然	8
2-1) トポグラフィ	8
2-2) 哺乳類相	12
2-3) 鳥類相	15
2-4) 両生・爬虫類	18
2-5) 昆虫	21
2-6) 植物	24
2-7) 植生	27
第3章 日本の法制度	30
3-1) 環境法制度の理念・概要	30
3-2) 自然保護行政一般に関わる法制度	33
3-3) 環境基本法	36
3-4) 自然環境保全法	39
3-5) 自然公園法	42
3-6) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	45
3-7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	48
3-8) 環境影響評価法	51
3-9) 文化財保護法、温泉法、森林法	59
3-10) 生物多様性国家戦略	62
3-11) 関連国際条約	65
第4章 日本の保護区	86
4-1) 日本の保護区制度の概要	86
4-2) 日本の保護区設立の歴史	89
4-3) 自然公園	95
4-4) 自然環境保全地域	117
4-5) 鳥獣保護区	120
4-6) 森林保護区	121

4-7) 国立公園等自然保護区の現状と課題	128
第5章 日本の野生生物保護管理	131
5-1) 野生生物保護への基本的取組・考え方	131
5-2) 狩猟制度	133
5-3) 希少野生動植物の保護	136
5-4) その他の制度による野生動植物保護管理	139
5-5) 野生生物保護に関わる調査・モニタリング	141
5-6) 保護増殖事業	148
5-7) 植生の変化とその復元	151
5-8) 野生動物による被害と野生動物との共生	154
5-9) 地方自治体の試み・道東地域エゾシカ保護管理計画	157
第6章 環境教育	161
6-1) 日本における環境教育・自然保護教育	161
6-2) 様々な取組	163
第7章 NGOの活動状況	168
7-1) 日本の自然環境保全分野のNGO	168
7-2) 日本のNGO支援プログラム	174
7-3) 日本のNGO支援プログラムによるNGOの自然保護分野における海外プロジェクト	180
7-4) 国際NGOの活動状況	184
第8章 自然環境保全分野の国際協力	187
8-1) 日本の途上国支援の概要	187
8-2) 日本のODAの仕組み	198
8-3) ODAによる環境保全への取り組み	201
8-4) 生物多様性保全の協力	204
8-5) 環境庁などの取り組み	209

序

アジアを始め、アフリカ、中南米さらに近年では、東欧諸国などにおいて、わが国の対外援助が、相手国の発展に大きく寄与してきたことは、明白であるように思われる。とりわけ社会的な基盤整備、医療、農業、教育といった各分野における貢献には目覚ましいものがある。

こうした諸分野に比べ、環境分野、とりわけ自然環境保全の分野におけるわが国の取組は、比較的新しい試みであったという事ができる。1992年にリオ・デ・ジャネイロで開かれた国連環境開発会議以降、例えば「生物多様性の保護」と「持続可能な開発」など、新たな、かつ当面の重要な行動目的となる、自然環境保全と密接に関連した概念も、広く世界的に受け入れられており、自然環境保全に関連した分野へのわが国の貢献も、大いなる期待を持って開発途上国から求められてくるものと思われる。

自然はもとより多様であり、こうした分野に貢献すべく派遣される専門家が対応することとなる自然は、派遣国により千差万別である。加えて各国様々な自然の保護管理策が実施され、行政の立場として関わる機会の多い専門家にとっては、戸惑うことも多いのが現実である。

途上国のなかには、強力な「野生生物保護法」を擁し、公園保護区についても「営造物」的性格を与え、国策の主要な柱として野生生物保護を捉え、積極的にこれを推し進めようとしている国も少なくない。こうした国々においては、比較的穏やかな野生生物保護管理策を踏襲してきたわが国の感覚からは、時として戸惑うことも多い。それぞれの国の野生生物保護管理には、自然そのものの違いのみならず、背景となるその国の歴史、人々の価値観も色濃く反映されている。途上国において技術指導を行い、彼等と生活を共にしつつ、彼我の違いに思いを及ばせ、その国の考え、体制に合った技術指導方を見出していくことは、重要な専門家の役目といえる。

今回の技術移転マニュアルでは、こうした点を考慮し、わが国から派遣された専門家が、その原点であるわが国の自然環境保全システムを改めて見直し、その上で派遣各国の実情に合わせた技術移転方を生み出していく、そのための基礎となりうることを目指した。

わが国の自然環境保全システムが、世界で最も進んだものというつもりはないが、少なくともこのように人口の過密な狭い国土で、多くの自然公園や保護区を維持し、野生生物と共存してきたことは事実である。異なった自然、異なった保護管理システムの国で、わが国の自然環境保全システムを省みることは、必ずや専門家自身にとっても、たぐいまれな示唆に富む機会であると信ずる。

他方、技術指導を通じ派遣国になじめばなじむほど、逆に彼等に対し日本のシステム、自然環境について、説明を行わねばならない機会も多くなるものと思われる。そうした機会において、このマニュアルが有効に利用されることを、大いに願っている。

こうした機会を通じ、派遣国のシステムの優れた面、わが国のシステムの長じている点を理解していくことは、専門家の業務の進展に大いに寄与するものと考えられる。